

○浦安市入札等審査会運営要綱

昭和55年4月1日

告示第15号

改正 昭和56年3月20日告示第26号

(題名改称)

昭和56年7月10日告示第56号

昭和57年6月28日告示第36号

昭和60年10月2日告示第45号

昭和61年10月9日告示第55号

平成3年4月1日告示第46号

平成9年3月31日告示第45号

(題名改称)

平成22年1月4日告示第1号

令和4年3月30日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市入札等審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平9告示45・全改・令4告示17・一部改正)

(指名業者の選定の手続)

第2条 指名業者の選定は、選定を必要とする建設工事等の執行伺の決裁終了後、工事主管課からの指名業者選定願により行うものとする。

(平9告示45・一部改正)

(指名業者の選定)

第3条 指名業者の選定は、適格者名簿に登載されたもののうちから行うものとする。

2 市内業者については、市内業者育成の観点から選定には特に考慮するものとし、市内に支店又は営業所を有する業者については、市内業者に準じた選定をするものとする。

3 市外業者については、工事等の内容により、必要の都度選定するものとする。

(昭56告示26・平9告示45・一部改正)

第4条 指名業者の選定に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 手持工事の状況
- (4) 当該工事についての技術的適正
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 種目別指名回数状況

(指名業者案の作成)

第5条 指名業者の選定案は、審査会の庶務担当課が作成するものとする。

2 選定案の作成に当たっては、第3条及び前条の規定を厳守するものとする。

(昭56告示26・一部改正)

(入札参加資格要件の設定)

第6条 建設工事に係る一般競争入札参加資格者の要件（以下「入札参加資格要件」という。）設定は、適格者名簿に登載された者を対象として行うものとする。

(平9告示45・追加)

(入札参加資格要件の設定手続)

第7条 工事主管課は、当該建設工事に係る執行伺の決裁終了後、一般競争入札参加資格要件設定願を審査会の庶務担当課に提出しなければならない。

(平9告示45・追加)

(入札参加資格要件案の作成)

第8条 入札参加資格要件案は、工事主管課からの一般競争入札参加資格要件設定願の提出を受けて審査会の庶務担当課が作成するものとする。

(平9告示45・追加)

(会議資料)

第9条 審査会の庶務担当課は、必要な資料を収集し、審査会へ提出するものとする。

2 会議に付した秘密を要する資料は、審査会の庶務担当課が会議終了後、直ちに回収するものとする。

(昭56告示26・一部改正、平9告示45・旧第6条繰下)

(指名業者選定者数)

第10条 建設工事等の発注に当たり1件の指名選定業者数は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額又は予算額1,000万円以上3,000万円未満にあつては、6社以上
- (2) 設計金額又は予算額3,000万円以上1億円未満にあつては、7社以上
- (3) 設計金額又は予算額1億円以上5億円未満にあつては、10社以上
- (4) 設計金額又は予算額5億円以上にあつては、15社以上

(昭57告示36・全改、平3告示46・一部改正、平9告示45・旧第7条繰下、平22告示1・一部改正)

(特例)

第11条 次の各号に該当する工事等については、前条の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な工事方法又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) 主として請負った工事と密接な関連のある工事
- (4) 特殊な機械を購入設置するとき。
- (5) 建設工事用材料が特殊な製品であるとき。
- (6) その他審査会で認めた工事等

(昭56告示26・一部改正、平9告示45・旧第8条繰下)

(適用の範囲)

第12条 この要綱の適用を受ける建設工事等は、1,000万円以上とする。

(昭56告示26・昭56告示56・昭60告示45・平3告示46・一部改正、平9告示45・旧第9条繰下)

(指名の停止)

第13条 指名の停止については、浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による。

(昭56告示26・昭61告示55・一部改正、平9告示45・旧第10条繰下)

(本要綱の準用)

第14条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の各号

に掲げる随意契約（浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）第21条第1項各号に該当するものを除く。）についても、この要綱を準用するものとする。

（昭56告示26・昭60告示45・一部改正、平9告示45・旧第11条線下・一部改正）

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

（昭56告示26・一部改正、平9告示45・旧第12条線下）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日告示第26号）

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月10日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市建設工事等指名業者選定審査会運営要綱の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年6月28日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市建設工事等指名業者選定審査会運営要綱の規定は、昭和57年5月17日から適用する。

附 則（昭和60年10月2日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和61年10月9日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年1月4日告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第17号）

この告示は、公示の日から施行する。